

関税法第24条第1項の規定に基づく、埠税関支署管内における本邦と外国との間
を往来する船舶と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定

令和5年9月13日

埠税関支署長 富岡 義之

1. 船舶と陸地との交通場所

イ. 阪神港（埠泉北区）

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	埠税関支署前公共用地護岸	
(2)	大浜埠頭内岸壁（第5号）に港湾施設管理者が設置したゲート	大浜埠頭内岸壁（第5号）
(3)	松の浜埠頭内岸壁（第1号）に港湾施設管理者が設置したゲート	松の浜埠頭内岸壁（第1号）
(4)	小松埠頭内岸壁（第2号）に港湾施設管理者が設置したゲート	小松埠頭内岸壁（第2号）
(5)	助松埠頭内岸壁（第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号）に港湾施設管理者が設置したゲート	助松埠頭内岸壁（第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号）
(6)	汐見埠頭内岸壁（第2号、第3号、第4号、第5号、第6号）に港湾施設管理者が設置したゲート	汐見埠頭内岸壁（第2号、第3号、第4号、第5号、第6号）
(7)	汐見沖地区内岸壁（夕凧第1号）に港湾施設管理者が設置したゲート	汐見沖地区内岸壁（夕凧第1号）
(8)	日本製鉄株関西製鉄所（埠）が設置したゲート	日本製鉄株関西製鉄所（埠）構内岸壁
(9)	コスモ石油埠製油所が設置したゲート	コスモ石油埠製油所構内桟橋
(10)	日本酢ビ・ポバール株が設置したゲート	日本酢ビ・ポバール株構内桟橋
(11)	丸紅エネックス埠埠ターミナルが設置したゲート	丸紅エネックス埠埠ターミナル構内桟橋
(12)	丸一鋼管埠工場が設置したゲート	丸一鋼管埠工場構内岸壁
(13)	大阪瓦斯埠泉北製造所第二工場が設置したゲート	大阪瓦斯埠泉北製造所第二工場構内桟橋
(14)	ENEOS埠製油所が設置したゲート	ENEOS埠製油所構内桟橋
(15)	三井化学埠大阪工場が設置したゲート	三井化学埠大阪工場構内桟橋
(16)	飯坂製粉埠が設置したゲート	飯坂製粉埠構内桟橋
(17)	岩谷液化ガスターミナル埠事業所が設置したゲート	岩谷液化ガスターミナル埠事業所構内桟橋
(18)	㈱辰巳商会埠ケミカルターミナルが設置したゲート	㈱辰巳商会埠ケミカルターミナル構内桟橋

(19)	関西電力(株)堺LNGセンターが設置したゲート	関西電力(株)堺LNGセンター構内桟橋
------	-------------------------	---------------------

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との交通に、上記(2)から(19)の場所は、それぞれの岸壁又は桟橋に係留している船舶と陸地との交通に限る。

口. 阪南港

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	岸和田出張所前通船発着場護岸	
(2)	岸和田第1号、第2号岸壁に港湾施設管理者が設置したゲート	岸和田第1号及び第2号岸壁
(3)	貝塚第2号岸壁に港湾施設管理者が設置したゲート	貝塚第2号岸壁
(4)	新貝塚埠頭内岸壁(第2号、第3号)に港湾施設管理者が設置したゲート	新貝塚埠頭内岸壁(第2号、第3号)
(5)	関西製糖(株)が設置したゲート	関西製糖(株)専用桟橋
(6)	不二製油(株)が設置した通用門	阪南タンクターミナル(株)専用桟橋

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との交通に、上記(2)から(6)の場所は、それぞれの岸壁又は桟橋に係留している船舶と陸地との交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

イ. 阪神港(堺泉北区)

- (1) 指定保税地域の岸壁の沿岸
- (2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁及び物揚場の沿岸(当該保税地域に搬出入される貨物に限る。)
- (3) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しどとが一体的に行われる装置(パイプライン、サイロ用コンベア等)を有する岸壁又は物揚場の沿岸
- (4) 助松埠頭内岸壁(第6号、第7号)の沿岸
- (5) 堀税関支署前公共用地護岸(ただし、携帯品、託送品及び船用品に限る。)

口. 阪南港

- (1) 指定保税地域の岸壁の沿岸
- (2) 岸和田第2号岸壁の沿岸
- (3) 貝塚第2号岸壁の沿岸
- (4) 新貝塚埠頭内岸壁(第2号、第3号)の沿岸
- (5) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しどとが一体的に行われる装置(パイプライン、サイロ用コンベア等)を有する岸壁又は物揚場の沿岸
- (6) 岸和田出張所前通船発着場護岸(ただし、携帯品、託送品及び船用品に限る。)

附 則

- 1 この公告は、令和5年9月13日から施行する。
- 2 関税法第24条第1項の規定に基づく、堀税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定(令和3年3月19日付公告堺掲示第1号)は、廃止する。